

# 介護予防支援重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日>

## 1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0791-61-9026 (当事業所は24時間連絡可能な体制をとっております)  
担 当 くわのみ園在宅介護支援センター  
受付時間 8:30 ~ 17:30

## 2. くわのみ園在宅介護支援センターの概要

### (1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	くわのみ園在宅介護支援センター
所在地	たつの市龍野町堂本260番地 1
管理者氏名	望月 裕美
介護保険指定番号	介護予防支援 (兵庫県2873600015号)
サービスを提供する地域	たつの市、太子町 (揖保郡)、相生市、 姫路市 (勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野)

### (2) 同事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人員数
管理者	従業員の管理及び利用申込に係る調整、実務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 3名以上

### (3) 営業時間

平 日	午前 8 時30分～午後 5 時30分
土・祝日	午前 8 時30分～午後 5 時30分

※日曜日と12月30日から1月3日は休業します。

※緊急連絡番号 0791-61-9026

### 3. 介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

① アセスメント	ケアプラン作成のための本人・家族の全体像の把握
② 介護予防サービス・支援計画原案の作成	生活ニーズを抽出し、具体的なサービスプランを立案
③ ケアカンファレンス	サービス担当者会議により専門的意見の聴取・調整
④ 介護予防サービス・支援計画原案の修正	
⑤ 介護予防サービス・支援計画書の作成	・ 要支援者・家族の同意 ・ 居宅サービス事業者の同意
⑥ サービス提供	

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき下記の金額をいただき、当施設からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市役所又は町役場の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(要支援 1, 2) 4,720円

<その他の加算内容>

・ 初回加算 3,000円

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

#### (3) 解約料

利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただく場合があります。

契約後、介護予防サービス・支援計画の作成段階途中で解約した場合	要支援 1、2 一律 3,000円
保険者（市町）への介護予防サービス・支援計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

#### (4) その他の料金

- ・ 記録の謄写費等 1枚10円
- ・ 交通費

通常の事業区域外でのサービス提供については、運営規程に定めるとおり、事業の実施地域を越えた地点から、1回590円の利用料金を申し受けます。

ただし、通常事業の実施地域外であっても、事業所からの距離・所要時間を勘案し、交通費を徴収しない場合があります。

## 5. 当事業者の介護予防支援の特徴等

### (1) 運営の方針

1. 利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
4. 介護予防サービス・支援計画の作成にあたって、利用者から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求められた場合には、誠実に対応する。
5. 介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、利用者の理解が得られる説明を行う。
6. 利用者に対し、医療機関等に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝達してもらえよう協力を求める。
7. 事業の運営に当たっては、関係市町、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
8. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準（厚生省令第38号）」を遵守する。
9. 多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような介護予防サービス・支援計画を作成する。
10. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (2) 介護予防支援の実施概要等

アセスメント様式:厚労省が設定した23の標準項目を満たす書式による

### (3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。

調査（課題把握）の方法	—	厚労省が設定した23の標準項目を満たす書式による
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上施設外研修に参加
契約後介護予防サービス・支援計画、の作成段階途中でお客様の都合により解約した場合の解約料	有	前記4の(3)をご参照下さい。

※ 介護支援専門員の変更については、お申出を検討の上、ご意向に添えない場合があります。

## 6. サービス内容に関する苦情

### ① 相談・苦情窓口

当施設の居宅介護支援に関するご相談・苦情および介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 くわのみ園在宅介護支援センター 望月 裕美  
電 話 0791-61-9026

### ② 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 山口 昇 (監 事) 電 話 0791-65-0343  
第三者委員 有田 尚徳 (弁護士) 電 話 079-288-7266

### ③ その他

当施設以外に、市町の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町名等	担 当	電 話
たつの市	高年福祉課 介護保険係	0791-64-3155 月～金 8:30～17:30
太子町	高年介護課	079-276-6715 月～金 8:30～17:15
姫路市	介護保険課 (管理担当)	079-221-2449 月～金 8:35～17:20
相生市	健康福祉部 長寿福祉室	0791-22-7124 月～金 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会		078-332-5617 月～金 8:45～17:15

## 7. 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 桑の実園福祉会
代表者役職・氏名	理事長 徳永 憲威
所在地	たつの市揖西町小神字塚原1551番地
電話番号	0791-66-1360

## 8. 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 9. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 当事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 10. 衛生管理

当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う。
- 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対応等に関する手順」に沿った対応を行う。

## 1 1. ハラスメント対策

当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 1 2. 損害賠償について

介護予防支援事業の提供を行なう上で、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生についてご利用者に故意または過失が認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 1 3. 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

### (1) 使用目的

事業所が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

### (2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は（1）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

### (3) 個人情報の内容

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ②認定調査票（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③その他の情報

### (4) 使用する期限

契約締結日から契約終了日までとします。

## 1 4. 事故発生時の対応について

利用者に対する介護予防支援サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

15. 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等について

介護予防支援事業者は居宅サービス事業者又はその従業者から、要介護被保険者に当  
居宅サービス事業者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受  
することは一切ありません。

令和 年 月 日

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	たつの市龍野町堂本260番地1	
	名称	くわのみ園在宅介護支援センター	
	説明者	介護支援専門員 氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業所から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

(契約者)	住所		
	氏名		印

(署名代行者)	住所		
	氏名		印

本人との続柄